

議案第 30 号

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立幼稚園設置及び管理条例（平成 18 年橋本市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(委任) 第 3 条 略	(保育料) 第 3 条 幼稚園の保育料は、年額 7 万 3,200 円とする。ただし、中途入退園の場合は、6,100 円に在籍した月数を乗じてこれを徴収する。 2 保育料は、出席日数の多寡にかかわらず、定額徴収する。 3 預かり保育料の額は、日を単位とし、子ども一人当たり日額 500 円とする。 (入園料) 第 4 条 幼稚園の入園料は、1 万円とし、橋本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が入園を許可した日から 30 日以内に各保護者から徴収する。 (保育料及び入園料の減免) 第 5 条 教育委員会は、特別の事情があると認める者については、保育料及び入園料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 (委任) 第 6 条 略

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。